## アメリカ先住民の聖地保護政策と 国教禁止条項

# Native American Sacred Sites Protection Policy and the Establishment Clause

## 藤田尚則 FUJITA Hisanori

アメリカ先住民の宗教的経験は、不寛容、無視そして迫害に満ち溢れてきた。アメリカ先住民が宗教的経験の自由及び聖地の保護を求めて苦闘しているのには、かかる背景がある。多くのアメリカ先住民にとって「土着宗教を実践する権利は……自分たちがインディアンであるための権利である」。彼らの宗教的発現は、「週に一回、教会に行く」ことにあるのではなくして、彼らが生活している自然と宇宙にその基礎を置く信仰の成就にある。

Griffin, Rayanne J., 31 Tulsa L.J. 395 (1995).

## 1. 問題の所在

ある宗教の宗教的実践にとって一定の場所は、例えばメッカ(Mecca)がそうであるように、神聖なるものとされる。そこは、信奉者にとっての祈りの場である。そして、生贄を捧げ、悲しみを癒し、瞑想を行うところであって、人間が超自然的なるものを体験し、自らの生の意味を模索する場所でもある。アメリカ先住民(Native American)(以下、インディアンともいう)もまた、彼らの宗教及び文化にとってなくてはならない聖なる場所(sacred site)を持ち、彼らにとって当該場所は、しばしば自然の景観(natural landscape)である。インディアン部族の文化は、有史以来、霊性、歴史、知識及び彼ら部族のアイデンティティを吹き込まれるとされる山、段丘、湖、河川及びその他の場所との関係において形作られ、具象化され、再生されてきている。今日、先住民たちは、かかる聖なる場所を訪れ、祈祷し、薬

草を収集し、及びインディアン部族の文化を継承するその他の活動を行って きているが、1994年の上院議事録によれば、「44ヶ所以上のアメリカ先住民 の聖地が……観光事業、開発及び探鉱によって脅威にさらされている」1と 報告されている。

合衆国憲法修正第1条は、「合衆国議会は、国教を樹立する法律若しくは 自由な宗教活動を禁止する法律……を制定してはならない」と規定し、宗教 の自由な活動を保障するとともに、国教の樹立を禁止している。過去、連邦 裁判所は、土地開発業者等がインディアンが歴史的、文化的又は宗教的に重 要視してきた公有地であるところの土地、地域に対する連邦の保護政策や保 護計画は、修正第1条にいう「国教樹立禁止条項」(Establishment Clause) を侵害するとして訴訟提起した事件において、当該計画乃至政策は、公有地 の価値を保護するという世俗的目的をもち、インディアンの宗教的信念を助 長するものではない、或いは宗教を承認するという目的をもつものではない と判示し、これを合憲とする判決を下してきている。

かかる裁判所の判断に対して、娯楽施設開発業者、エネルギー開発業者、 木材加工業者或いは旅行者等は、連邦政府は先住民に対してあまりにも気を 使い過ぎである。我われ一般市民は、その宗教若しくは人種に関係なく、公 有地を平等に利用する権利があるはずである。先住民は、特別扱いを受けて いる。それは、合衆国憲法が定める国教禁止条項に違反する一方的な先住民 に対する政府による便官供与(accommodation)になると主張する。これ に対して、先住民は、合衆国憲法修正第1条は、当該条項がキリスト教徒の 教会参加者の権利を保障すると同じように、自分たち先住民の宗教的活動を 全面的に保障すべきであり、政府機関による開発業者等への一方的な便宜供 与は、自分たちが数世紀に亘って経験してきた宗教的弾圧を考慮して抑制す べきであると主張する。また、彼らは、他方当事者の主張は、インディアン・ ネーション(Indian Nation)が過去の数々の条約(treaty)で、主権を有す る政府(sovereign government)として扱われてきたことを無視するもので ある。連邦政府は、条約で約束した部族に対する信託義務(trust duties)を 履行すべきである、と主張するのである。

本稿は、連邦政府による先住民の聖地保護立法乃至保護政策を概観し、当

該立法乃至政策と合衆国憲法修正第1条が禁止する国家による宗教の援助・助長、或いは国家と宗教との過度の関わり合い(excessive entanglement)に抵触するか否かを考察するものである(但し、紙幅の関係で聖地保護と「宗教の自由な活動条項」(Free Exercise Clause)との問題に触れることはできない)。

## 2. 連邦政府による聖地保護政策

## (1) 保護政策への動き

1988年、合衆国最高裁判所は、合衆国森林局が策定した古くからユロク、 カロク及びトロワの各部族が宗教上の儀式目的に使用してきたカリフォル ニア州のシックス・リバーズ国有林のチムニ・ロック地区を含む連邦の土 地を通過する舗装道路(G-O道路)建設と木材の伐採が、インディアンの 宗教的活動を侵害するとして争われた Lyng v. Northwest Indian Cemetery Protective Association (以下、Lyng 事件という)<sup>2</sup> において、以下のように 判示し、部族の主張を退けた。すなわち、宗教の自由な活動への明確な禁 止のみならず、間接的な強制若しくは罰則も、修正第1条の下で精査に服 することは、当法廷が確立してきた法理であるが、このことは、一定の宗 教的実践をより困難にはするが、個人をしてその宗教的信念に反して行動 するよう強制する虞を持たない政府計画の付随的効果が、政府に対してそ の他の点では合法的な行為についてやむにやまれぬ正当化事由(compelling justification) を提示するよう要請することを意味するものではないし、ま た意味し得ないと言わざるを得ない。政府が、全ての国民の宗教上の要求や 欲求を満たすよう要請されるならば、政府は、全くその機能を果たし得なく なる。社会福祉計画から自然保護計画への対外部的援助に至るまでの広範囲 に亘る政府活動は、しばしば誠実に抱かれた宗教的信念に基づくかなりの国 民の精神的安寧にとって常に必要なものと見做される。他の人は、ある政府 行為が自らの宗教的教義に相反すると見做すであろうが、修正第1条は、全 ての国民に一様に適用されなければならず、彼らの誰人にも宗教の自由な活 動を禁止するものではない政府が遂行する公共計画に対する拒否権を与えて

いるのではない。

Lyng事件判決以後、裁判所が、インディアンの聖地保護を命ずることは ないであろうということが明らかとなり、かかる聖地の保護は、当該土地を 管理する政府機関が保護を要すると意思決定した場合にのみ保護され得ると 主張されるようになるが、多くの研究者は、政府機関による聖地保護に対し て懐疑的立場を採ってきた。例えば、クリスティン・L・ボイルス(Kristen L. Boyles)は、「政府機関は、しばしば連邦の土地に位置するインディアンの 聖地に影響を与える公有地管理に関し、インディアンの宗教を考慮すること なく意思決定を行っている。かかる文化的感受性の欠如が、絶えずインディ アンの宗教的実践を脅かしている。今日、インディアンの宗教に対する脅威 は、ほとんどの場合、無視に基づく連邦の政策にその原因を見出すことがで きる」[Boyles 1991: 1118] と評している。また、ハワード・J・ヴォーゲル (Howard J. Vogel) は、Lyng 事件判決を評して、合衆国最高裁判所は、伝 統的に合衆国憲法によって財産権及び信教の自由に認められた高度の価値を 肯認してきたが、政府のその財産権行使に介入することを拒否した。このこ とは、公有地に位置する聖地でのインディアンの宗教的活動を含む文化的衝 突を含む諸事件において、最悪の場合は、合衆国最高裁判所が、土地を占有 (possession) と権原 (title) に服する財産と見做す英米法概念のアメリカ の支配的、歴史的解釈の擁護者として仕えるであろうことを明確に特徴づけ るものであると主張している [Vogel 2001: 787-89]。

Lyng 事件判決及びそれに類似する諸事件が、合衆国議会や土地を管理する政府機関にどのような影響を与えたのかは、立法政策学の問題として興味あるところであるが、Lyng 事件判決やアメリカ・インディアン教会の会員による宗教儀式に際してのペヨーテ(peyote)の吸引禁止を合憲としたEmployment Division, Department of Human Resources v. Smith(以下、Smith 事件という)3の1990年合衆国最高裁判所判決は、インディアンの宗教的実践や聖地に付与される司法的保護の欠如を示すものであり、合衆国議会に対して、より大きな立法上の保護政策を採る必要性を意識させる結果を招来したことは、事実である。すなわち、上記の2つの合衆国最高裁判所判決が下された後、種々の法律が、インディアンの宗教及び文化の保護乃

至保存を目的として制定、改正されたのである。合衆国議会は、1988 年 11 月 3 日には、1979 年 10 月 30 日制定の「1979 年考古学的資源保護法」(the Archaeological Resources Protection Act of 1979, ARPA)を改正し<sup>4</sup>、1992 年 10 月 30 日には、1966 年 10 月 15 日制定の「1966 年国定史蹟保存法」(the National Historic Preservation Act of 1966, NHPA)を改正し<sup>5</sup>、聖地開発に関してインディアン部族との「協力条項」乃至「協議条項」を追加規定した。更に、Smith 事件判決に答えて、1993 年 11 月 6 日に「1993 年宗教的自由回復法」(the Religious Freedom Restoration Act of 1993, RFRA)<sup>6</sup>を制定し、翌 1994 年には、「1994 年アメリカ・インディアン信教自由法改正」(the American Indian Religious Freedom Act Amendment of 1994)<sup>7</sup>を議決している。更に言えば、1996 年 5 月 24 日、クリントン大統領(Bill Clinton)は、インディアンの聖地を保護するために、「大統領命令第 13,007 号;インディアンの聖地(Indian Sacred Sites)」を発出している<sup>8</sup>。

### (2) NHPA (1966 年 10 月 15 日制定) 改正及び連邦行政規則

(ア) 合衆国法律集第 16 編第 470f 条 (1976 年 9 月 28 日改正)9

計画された連邦の若しくは連邦によって援助される各州内の事業に直接的又は間接的権限を有する各連邦行政機関の長及び各事業に許可権を有する連邦の省若しくは独立行政機関の長は、事業への各連邦基金の歳出若しくは各許可の発出に先立ち……国家登録表に加えられ、若しくは被加入資格を有する各々の地区、土地、建築物、建造物若しくは目的物への事業の影響を斟酌するものとする。当該連邦行政機関の長は……史蹟諮問委員会にかかる事業に関して説明する公平な機会を、与えるものとする。

- (ィ) 合衆国法律集第 16 編第 470a 条第 d 項第 6 号(1980 年 12 月 12 日改正) $^{10}$ 
  - (A) インディアン部族若しくはハワイ先住民団体にとって伝統的な宗教的及び文 化的重要性を有する財産は、国家登録表に登録資格を有するものと決定し得 る。
  - (B) [合衆国法律集第16編] 第470f条に従い責任を履行する場合、連邦行政機関は、本条第d項第6号(A)に規定される財産に宗教的及び文化的重要性を置いている全てのインディアン部族若しくはハワイ先住民団体と協議するものとする。

- (ゥ) 合衆国法律集第 16 編第 470j 条 (1980 年 12 月 12 日改正)<sup>11</sup>
  - (a) <義務> 諮問委員会は、以下の各号に定める事項を行うものとする。
    - (7) 諮問委員会の権限に属する活動について連邦機関、州、地方自治体、インディアン部族、他の国家、国際団体、私的団体及び個人に情報を提供し、 がびに教育すること。
- (エ) 合衆国法律集第 16 編第 470-1 条 (1992 年 10 月 30 日改正)<sup>12</sup> 次の各号に定める事項は、他の国家と共同して、及び州、地方自治体、インディアン部族、私的団体及び個人と協力して、連邦政府の政策とする。
  - (2) 合衆国及び国家の国際団体の先史的及び歴史的資源の保存において、及び 国家の保存計画の執行において、州、インディアン部族、ハワイ先住民及 び地方自治体と協力して、指導力を発揮すること。
  - (6) 合衆国内の史蹟保存を目的とする州、地方自治体、インディアン部族、ハワイ先住民団体及びナショナル・トラストが、その史蹟保存計画並びに活動を拡大、促進することを援助すること。
- (ォ) 連邦行政規則集第 36 編第 800.2 条第 c 項第 2 号(ji)

法律第101条第d項第6号(B)[合衆国法律集第16編第470a条第d項第6号(B)]は、行政機関の官吏に、事業により影響を受け得る歴史的財産に宗教的及び文化的重要性があるものと考えている全てのインディアン部族若しくはハワイ先住民組織と協議するよう要請するものとする。当該要請は、歴史的財産の所在場所に関係なく適用される。当該インディアン部族又はハワイ先住民組織は、協議当事者とする。

(カ) 連邦行政規則集第 36 編第 800.2 条第 c 項第 2 号(ii)(A)

行政機関の官吏は、第106条 [合衆国法律集第16編470f条]の定める手続に従った協議に、インディアン部族若しくはハワイ先住民団体に歴史的財産についての利害関係を確認する公平な機会を提供し、伝統的な宗教的及び文化的重要性を有するものを含む歴史的財産の確認及び評価についての助言を行い、当該財産への事業の影響についての見解を述べ、並びに不利益な効果の解決に参加するようになることに努めるものとする。第106条に定める手続に従って、協議されるべきインディアン部族及びハワイ先住民団体を確認するために、公平且つ誠実な努力(a reasonable and good faith effort)を行うことは、行政機関の官吏の責任である。協議は、関連する保存問題を確認し、及び論議し、並びに歴史的財産に関する情報の秘密性についての利害関係を解決するため、計画段階の初期に開始されなければならない。

## (3)「1976 年国有林管理法」(NFMA) (1976 年 10 月 22 日制定) と連邦行政 規則

1992年の NHPA の改正は、政府機関に 1976年制定の NFMA (the National Forest Management Act of 1976)<sup>13</sup> の解釈に関しても、大きな影響を与える 結果となる。1976年制定のNFMAは、森林局は、国有林制度の計画及び管 理に一般参加の機会を提供しなければならない旨を規定している(合衆国法 律集第16編第1612条第b項)。Lyng 判決以前は、連邦行政規則は、インディ アン部族は、部族の所有地又は条約上の権利が森林局の決定によって影響を 受けると予測される場合、告知される旨、及び政府機関は、地域及び森林計 画をインディアン部族の同等並びに同類の計画努力と調整するものとする旨 を規定していた(連邦行政規則集第36編第219.7条(a))。しかしながら、 かかる粗雑な事務処理方法は、2000年11月9日に変更されている。すなわ ち、「アメリカ・インディアン部族及びアラスカ先住民との相互の影響」と 題された連邦行政規則集第36編第219.15条の中で次のように規定されてい る。すなわち、第219.15条第c項は、「責任を有する行政機関は、以下に定 める事項を援助することを目的とし、アメリカ・インディアン部族及びアラ スカ先住民を計画過程に参加させるため協議し、及び招聘しなければならな い」とし、①初期の条約上の権利確認、条約で保護された資源及びインディ アン部族の信託資源、②部族代表によって提供された部族の資料及び資源に ついての知識の考慮すべき事項、③意思決定過程における部族の関心事及び 提案についての考慮すべき事項を挙げている。

#### (4) ARPA (1979年10月31日制定) 改正

Lyng 事件判決後、1979 年制定の ARPA もまた、1988 年に改正されるが、1979 年法では、「内務、農務及び国防各長官並びにテネシー渓谷機構委員会委員長は、他の連邦土地管理者、インディアン部族及び関連州機関の代表と協議した後、及び公聴会開催後、統一的規則及び行政規則を……定めるものとする」と規定していた(合衆国法律集第 16 編第 470ii 条第 a 項)。しかし、1988 年 11 月 3 日改正では、「各々の連邦土地管理者は、公有地及びインディアンの土地に位置する考古学的資源の重要性並びに当該資源の保護の必要性

に関する一般的認識を高める計画を、確立するものとする」旨、追加規定した(合衆国法律集第 16 編第 470ii 条第 c 項)<sup>14</sup>。

NHPA、NFMA 及び ARPA は、政府機関に政策決定に際して影響を被るインディアン部族との協議を要請しているものであると解釈されてきた。これら法律及び行政規則は、単に政策決定によって影響を被るインディアン部族との「協議」を要求するのみであって、政府機関に部族が主張する権利主張を採用すべきであることを命じたものとは解されない。従って政府機関は、公有地の管理計画の決定に当たって、インディアンの利益を真摯に斟酌すべきであるとする合衆国議会乃至連邦政府の意図を、現していると言えるであろう。

#### (5) 1996 年「大統領命令第 13,007 号 |

クリントン大統領は、インディアンの聖地を保護するために 1996 年 5 月 24 日に「大統領命令第 13,007 号; インディアンの聖地」を発出している。 以下、当該命令の訳出である(一部、手を加えた)。

#### 第1条 <聖地への便宜供与>

- (a) 連邦の土地の管理に制定法上若しくは執行上の責任を有する各行政機関は、連邦の土地を管理するにあたって、実行可能な、法律により許容され、及び本来の機関の職務と明白に麒麟しない限りにおいて、
  - (1) インディアンの宗教的実践者のために、インディアンの聖地の利用及び儀式 的使用に便宜を与え、及び
  - (2) かかる聖地の本来の自然のままの状態に不利益な影響を与えることを、回避 するよう努めるものとする。
- (b) <行政命令の目的>
  - (i)「連邦の土地」とは、インディアンの信託土地を除く合衆国によって保有される不動産賃借権を含む、合衆国によって所有される土地にある全ての土地若しくは権益をいう。
  - (ii)「インディアン部族」とは、公法第103-454号(108 Stat. 4791.)に従って、インディアン部族として存在すると内務長官が認めるインディアン又はアラスカ先住民の部族、バンド、ネーション、部落、村落若しくはコミュニティーをいい、「インディアン」とは、当該インディアン部族の構成員をいう。

(iii)「聖地」とは、インディアン部族によって若しくはインディアンの宗教の正当に権威ある代表者であると決定されたインディアンによって、インディアンの宗教にとって確立された宗教的重要性を有し、又はインディアンの宗教の儀式的使用に有益なものであるとして、神聖であると確認される連邦の土地の全ての特別の、独立し、厳密に線引きされた場所をいう。この場合、部族若しくはインディアンの宗教の正当に権威ある代表者が、行政機関に当該場所の存在について、通知してきていたことを条件とする。

#### 第2条 <手続>

- (a) 連邦の土地の管理について、制定法上の若しくは執行上の責任を有する各行政機関は、……迅速に本命令第1条の規定を実施する手続を履行するものとする。
- (b) 本命令の発出日から1年以内に、連邦の土地の管理に制定法上若しくは執行上の責任を有する各行政機関の長は、国内問題大統領補佐官を通じて、大統領に本命令の履行に関して報告書を提出するものとする。報告書は、他の事項に加え、
  - (i) インディアンの聖地の利用及びその儀式的使用に便宜を与えるために必要な 変更
  - (ii) インディアンの聖地の本来の自然の状態に不利益を与えることを回避するために必要な変更、及び
  - (iii) 適切なインディアン部族及び宗教指導者との協議並びに聖地の利用、聖地の儀式的使用又は聖地の自然の本来の状態に不利な影響を与える連邦土地への行政機関の行為に関連する紛争の迅速な解決を促進するために、履行され若しくは提案されるべき手続に向けられるものとする。
- 第3条 本命令におけるいかなる事項も、既得財産の利益の収用を要求するものと解釈されてはならない。本命令は、第三者に最終的な行政機関の行為を通じて認められてきた連邦土地使用への実行可能な権利(enforceable rights)を、損なうものと解釈されてもならない。本命令目的にとって、「行政機関の行為」とは、行政手続法(5 U.S.C. 551 (13))にいうそれと同一の意味で用いられる。
- 第4条 本命令は、行政機関の内部管理の向上を企図するのみであって、合衆国、 その機関、官吏若しくは何人に対しても、全ての当事者によって法律上若しくは エクイティ上、実体的若しくは手続的に、履行を強制し得るいかなる権利、利益 若しくは信託責任を創出することを企図するものでも、創出するものでもない。

大統領命令は、行政機関に適用され、当該機関に対してインディアンの宗教的実践者によるインディアンの聖地へのアクセス及びその宗教的利用に便宜を与えること並びに聖地の自然の保全に有害な影響を与えることを回避することを、要請するものである。そして、大統領命令は、聖地のアクセス制限、儀式の利用制限又は有害な影響を結果する計画若しくは管理計画を行う場合、合理的な告知の手続を履行するよう行政機関に求めている。

「大統領命令第13,007号」に応えて、国立公園局総合計画(National Park Service General Plans)は、アメリカ先住民の礼拝及び聖地の保護と便宜供与の政策を反映するものとなっているとされるが、第4条で当該命令は、行政機関の内部管理の向上を企図するのみであって、合衆国、その機関若しくは官吏又は何人に対しても、全ての当事者によって法律上若しくはエクイティ上、実体的若しくは手続的に履行を強制し得るいかなる権利、利益若しくは信託責任を創出することを企図するものでも、創出するものでもないと規定され、何らの法的効果を伴うものではない(尚、ブッシュ政権は、採鉱、ガス採掘及びその他の計画遂行のために、聖地を開放し、クリントンの発出した大統領命令を覆している)。

## 3. 聖地保護と国教禁止条項訴訟

## (1) 国教禁止条項をめぐる合憲性審査基準

合衆国最高裁判所の各裁判官は、国教禁止条項が何を意味し、又は意味すべきかについて、それぞれ独自の意味内実を当該条項に充填させていると考えられる。このことが、条項のさまざまな審査基準(テスト)を展開させ、合衆国最高裁判所の各裁判官の間で解釈の対立を招き、その結果として、研究者、法律家及び下級裁判所裁判官にとっての大きな課題となってきている。数々の国教禁止条項訴訟を審理してきた合衆国最高裁判所は、1971年判決のLemon v. Kurtzman(以下、Lemon 事件という)<sup>15</sup>で、国教禁止条項の合憲性審査基準(テスト)を採用した。当該テストは、三分肢(three prongs)からなり、「第一に法律(政府行為)は、世俗的目的(secular purpose)をもたなければならず、第二にその主要な又は本来の効果(effect)

は、宗教を促進し又は禁止するそれであってはならない。そして、第三に法律は、政府と宗教との過度のかかわり合いを推し進めるものであってはならない」とするテストであり、法律又は政府行為が、これら三分肢のいずれか1つでも充足しない場合、国教禁止条項を侵害するとするテストである。

レモン・テストの適用は、論理的には分離主義(separationism)のイデ オロギーのアプローチを強調していると言い得るが、レモン・テストに取っ て替わる1つの重要な新たなテストが、County of Allegheny v. ACLU 16 の 法廷意見の中で採用されたエンドースメント・テスト (endorsement test) である。オコナ裁判官(O'Connor, J.) は、「国教禁止条項は、政府が政治的 共同体内の個人の立場に何らかの方法で密接に関連する一宗教を支持する ことを禁止している」とし、次のように述べている。政府は、国教禁止条項 に2つの主要な点で抵触する。第一に、宗教団体との過度のかかわり合い であり、第二にそしてより直接的な侵害となるのは、政府による宗教の是 認(endorsement)又は否認(disapproval)である。是認は、非信奉者に 彼らは部外者であり、政治的共同体内の完全な構成員ではないというメッ セージ(message)を伝達し、そして信奉者に彼らは部内者であり政治的共 同体の好意を持たれている構成員であるという付随的メッセージを伝達する のである。否認は、それとは反対のメッセージを伝達する。最高裁判所は、 上記の2つの憲法に抵触する政府行為を審査する基準としてレモン・テスト を採用してきたのであるが、当該テストの三部分テストが、どのように国 教禁止条項に規定されている諸原理に関係するかについて、完全に明確で あるとは言い得ないのである。宗教への制度的かかわり合い(institutional entanglement) 及び宗教への是認又は否認に焦点を当てることが、レモン・ テストを分析用具として明確にするのである。

国教禁止条項に関する支配的法理は、レモン・テストとエンドースメント・テストであり、これらのテストは、同一のものではないが、相互に本質的に重なり合った要素を含み、それどころか、一体的なテストとして結合し得るものである。かかる分析に従えば、政府行為は、以下の3つの禁止のいずれかに抵触すれば、国教禁止条項違反となると考えられ得る。すなわち、①政府は、特定の宗教であれ、宗教一般であれ、宗教を促進乃至是認する目的を

もって行動してはならない。②当該政府行為は、①にいう効果を有するものであってはならないのであって、ここに言う禁止は、促進ではなく是認という文言で表現される場合、質的・象徴的意味合いを帯びる。③当該政府行為は、政府と宗教との過度のかかわり合いを構成するものであってはならず、ここに言う禁止は、②に言う禁止の一部と見做されている。

#### (2) 判例

(ア) Bear Lodge Multiple Use Ass'n v. Babbitt (以下、Babbitt 事件という)<sup>17</sup> <事実の概要>デヴィル・タワー国定記念物は、ワイオミング州北東部に 位置し、塔は伝統的な文化的活動を行うために訪れる北部平原に居住するイ ンディアンの聖地であり、伝統的文化財として歴史的場所に登録される要 件を満たしていた。1995年2月、合衆国内務省国立公園局(NPS)は、デ ヴィル・タワーの自然資源及び文化的資源を保護し、この独特な地勢の享有 と鑑賞を訪問者に提供するために最終登山管理計画(FCMP)を発出した。 FCMP は、デヴィル・タワーを聖地と見做している多くのインディアンに 敬意を表して、ロック・クライマーに文化的に重要な季節にあたる6月の月 間中、デヴィル・タワーに登攀することを自発的に自制するよう質問される とし、自発的自制が不成功に終わった場合、あくまで自発的規制が実行され る範囲内でさまざまな対抗手段が採られる旨規定していた。また、同計画に は、NPS は 6 月の登山ガイド活動のために商業用目的の使用許可を発行し ない旨が、定められていた。また、自発的禁止で目的が達成できない場合、 NPS は、登山を命令的に禁止し得ることができる選択肢を含む8つの選択 肢の中から代替策をとることができるとしていた。

原告であるワイオミング州フレットに本拠を置く地域の自然資源の管理を目的とする非営利法人であるベア・ロッジ・マルティプル・ユーズ会社 (BLMUA) は、6月の期間を通じての商業目的の登山禁止の解除を求める暫定的差止命令(preliminary injunction)の申立てを提起した。同社の社員で原告の1人であるA・ペテフィッシュは、ワイオミング州の住民であり、デヴィル・タワーの登山家を専門的に指導するサービス業に従事している。また同社の社員で原告の1人であるG・ブルムーアは、同州の市民であり、

6月の月間も含めて12年間、塔に登山してきた(その他の原告、略)。本件において原告は、NPSの計画は、修正第1条にいう国教禁止条項に違反して不法に宗教を助長するものであると主張した。

<判旨>1998年、合衆国ワイオミング地区地方裁判所は、以下のように 判示し、請求を棄却している。合衆国第10巡回区控訴裁判所は、国教禁止 条項分析をめぐる現在の混乱に注目して適切に同条項を分析するにあたっ ては、オコナ裁判官が提唱するエンドースメント・テスト及び Lemon 事件 判決で展開された過度のかかわり合い分肢の両者を満たさなければならない とする分析方法を採用した(Bauchman v. West High Sch., 132 F. 3d 542, 552 (10th Cir. 1997).)。また、合衆国最高裁判所は、長い間に亘って、政府は、 国教禁止条項に抵触することなく宗教的活動に便宜供与し得る(時によっ ては便宜供与をしなければならない)と判示してきた(Lynch v. Donnelly, 465 U.S. 668, 673 (1984).) (以下、Lynch 事件という)。本件被告は、自発的な 登山の禁止は、インディアンの礼拝に利益を付与するために企図されたもの であることは認めているが、国教禁止条項の制限内にとどまる適切な便宜供 与であると主張する。宗教的活動に便宜供与し得る権限が、レモン・テスト とエンドースメント・テストの下で、何が適切な目的を構成するのかを決定 するに際して、重要な考慮すべき要件となる。登山禁止の基礎にある目的 は、事実上、塔の公有によって引き起こされる宗教的礼拝に対する障壁を除 去することにあり、これは、便宜供与の性格をもち、宗教の助長ではなく、 従って、正当な世俗的目的であると判断される。

便宜供与は、また政策の主要な効果が宗教を助長するものか否かを決定する際に役割を演ずる。適切な便宜供与は、宗教を助長するという主要な効果をもたず、それは、程度の問題である。政府行為は、人びとをして所与の宗教を支持するよう強制したならば、便宜供与の限度を越える。政府が、宗教の自由な活動に便宜を与え得るという原理は、国教禁止条項によって課される基本的限界に取って替るものではない。自由な活動条項に関連して、合衆国第10巡回区控訴裁判所は、修正第1条で保障される自由の行使は、国民から公有地の地域の通常の使用を奪うために主張され得ないと判決し、公有地の地域での認められない便宜供与に境界線を画した(Badoni v.

Higginson, 638 F.2d 172, 179 (1980).)。訴訟記録は、明確にデヴィル・タワー国定記念物への登山は、公園局所有地の「正当なリクリエーション上の及び歴史的な」使用であることを示している。公園局が、実質的に部族の礼拝の権利を強制する目的で、個人から記念物の正当な使用を奪ったならば、公園局は、便宜供与の範囲を越え、宗教を促進する領域に入っていく。訴訟の最重要点は、登山者が記念物の有意味な利用を許されるか否かにかかわる。

原告は、「自発的」禁止は、言葉の意味通り「自発的」であって、NPSは、全登山者が自発的に6月の月間中塔に登山しないと個人的に選択する目標を定めたものであり、更には、NPSが、自発的禁止が不成功だと思料した場合、FCMPに変更修正があることを主張している。特に、原告の主張は、裁判所をして当該計画が、毎6月のデヴィル・タワーへの登山者の著しい減少に至らない場合、NPSは、閉鎖を命令的閉鎖に変え得るという事実に注目せしめる。これら要因は、いずれも自発的禁止を強制的禁止に転換するのに充分とは言えない。NPSは、自発的禁止が不成功に終わった場合、命令的禁止になると主張するが、それは、少しも不可避の結果ではなくして、反対に、NPSが、自発的禁止が不成功に終わった場合に考慮し得る8つの選択肢の1つに過ぎない。

政府は、インディアンがより平穏な環境の下で礼拝が可能であるように 試みているに過ぎない。公園局は、執り行われる礼拝の方法にかかわり合 いをもつものではなく、単に礼拝が行い易い環境を提供しているに過ぎな い。かかるかたちでの〔公園局の〕管理機能は、レモン・テストの過度のか かわり合い分肢に抵触する国家と宗教の密接な関係を意味するものではない (Westside Community Bd. of Educ. v. Mergens, 496 U.S. 226, 253.)。

(イ) Natural Arch & Bridge Society v. Alston (以下、Alston 事件という)<sup>18</sup> <事実の概要>国定記念物・レインボー・ブリッジは、ユタ州南部の起伏の多い大峡谷地域に位置する世界第一位の全長 272 フィートの自然の石橋であり、ナヴァホ族、ホピ族、サンファンパイウート族及びその他のインディアンにとっての聖なる場所である。1980 年代後半からの訪問者の急増は、汚物の腐食、植物の踏み躙り、多数の足跡、岩の落書き、ごみ捨てといった事態、群衆と騒音による記念物の静穏な環境破壊、接触、登攀、価値を

損なう落書きによる岩面陰刻(petroglyph)、考古学的場所といった文化的に有価値な場所の破壊をもたらし、周辺インディアンにとっての橋の神聖を汚し、その全体にわたる文化的重要性を減少せしめた。地方国立公園局は、1993年6月、多様な公的予測、訪問者の体験、天然資源及び文化資源の保護、利用、通訳業務並びに施設に関する問題点に取り組んだ1993年最終総合管理計画(GMP1993)を発行した。同計画は、訪問者によるレインボー・ブリッジへの損傷を減ずるための行楽の最盛期と閑散期の収容力を企画し、自生種の回復、再緑化を企図することを内容とし、また、当該記念物の文化的資源としての重要性を認め、レインボー・ブリッジが、隣接地に居住するインディアンにとって聖地であることを、国民に周知すること等を企図していた。

2000年3月3日、コロラド州の非営利法人ナチュラル・アーチ・アンド・ブリッジ協会(NABS)は、GMP1993は、自由意思でのレインボー・ブリッジの下の歩行を禁止することによって文化的相違を重んずるよう国民に要求する国立公園局の政策に関連するものであるとして、訴訟を提起した。原告は、GMP1993は、修正第1条にいう国教禁止条項並びに修正第5条にいう平等保護条項に違反すると主張し、宣言的救済(declaratory relief)及び差止命令による救済(injunctive relief)を求めて訴訟を提起した。

<判旨>棄却。2002年、合衆国ユタ地区地方裁判所は、オコナ裁判官の提唱するエンドースメント・テストが国教禁止条項を綿密に検討するに際して優越的なテストであると考えられるとするが、合衆国第10巡回区控訴裁判所は、エンドースメント・テストと Lemon 事件判決の過度のかかわり合い分肢を適用しなければならないと判示している旨を指摘し、更に、公園局の行為の合憲性を審査するには、便宜供与の要素も重要な要因になると判示した上で、修正されたレモン・テストを適用して判断している。

最近の諸判例は、エンドースメント・テストの目的分肢は、政府行為の実際の目的が宗教を是認するにあるのか、又は否認するにあるのかを綿密に検討すべきことを示唆している(Capitol Square Review & Advisory Bd. v. Pinette, 515 U.S. 753, 763 (1995).)。目的は、政府の意思決定者が――本件においては国立公園局――宗教的中立性を放棄し、宗教的事項についての特定の見解を促進する意図をもって行動することを回避することに向けられて

いる。公園局が訪問者に対して橋に登り降りすることや近付くことを禁止したならば、公園局が中立性を放棄し、意図的に他文化の宗教的信念を、インディアンのそれに優先して助長する可能性があり得るが、GMP1993 は、国民が自由意思で公園局の策定した政策に従うよう企図しているに過ぎないのであって、その目的は、国民に異文化について情報提供し、他者の宗教的信念への感性を養うにある。隣接文化への理解を深めることは、世俗的目的であり、本件計画は、インディアンの歴史的、社会的及び文化的活動を育成する世俗的目的に適うものである。

効果分肢は、計画が実施される共同体の歴史と状況に精通している客観的観察者(objective observer)が、活動が政府の承認又は否認のメッセージを伝達するものと見做すか否かを、精密に検討しなければならない。本件において、客観的観察者は、GMP1993を是認又は否認のメッセージを伝達するものとは見做していないのであって、その目的と同様、公園局の政策の効果は、情報提供にある。訪問者は、他者の信仰に見聞を広めるよう促されるが、これらの信仰が全ての他の信仰に優先し、公園局が、伝統的宗教を独自に採用してきたとは告知されていない。原告は、GMP1993 は政策に従うよう社会的プレッシャーをかけるものであって、訪問者をして特定のアメリカ・インディアンの宗教活動に従うよう強制するものであると主張するが、公園局の政策は、単に訪問者にレインボー・ブリッジに歩いて近付いたり、橋の下を歩かないよう配慮することを要請しているに過ぎないのであって、原告が主張するように、橋の下を歩いてはならないとする信仰に結びついているインディアンの宗教を実践するよう強制するものではない。

所与の政策が過度のかかわり合いを構成するか否かを決定するには、裁判所は、利益を享受する団体の特質及びその目的、州が提供する援助の性格及びその結果生じる政府と宗教団体との関係を精査しなければならない(Lemon事件(403 U.S. at 615.))。この決定を行う一方、当法廷は、「かかわり合いは性質と程度の問題である(Lynch事件(465 U.S. at 668.))」という点に注目するものである。本件において、GMP1993 によって利益を受ける団体は、インディアンの各部族である。インディアン部族は、その性格において宗教的であるが、他方また社会的、文化的団体でもある。訪問者が橋

に歩いて近付いたり、又はその下を歩かないようにとの公園局の要請に結び 付けられる可能性のある政策は、新しい標識の配置、ウェブサイト、パンフ レット及び増員された警備隊員の駐在であるが、これら諸活動は、公園局が 提供する援助の性質からして、なんらそれ自体、公園局が過度に宗教とかか わり合いをもつことを示唆するものではない。公園局は、レインボー・ブリッ ジで執り行われるインディアンの宗教活動に何らかかわってはいないのであ る。

## 4. 連邦政府による便官供与の合憲性

### (1) インディアン部族の非宗教的組織性

ここにおいてか、国教禁止条項の法理のインディアン聖地訴訟への適用の 特殊要因を、考察する必要性があるであろう。下級裁判所は、論理的には他 の訴訟事件に適用されると同一の国教禁止条項の法理を、インディアンの訴 訟事件に適用しているが、いくつかの理由によって、当該法理のインディア ンへの適用に関し、他の訴訟事件と若干の相違点があると考えられる。

第一に、インディアン部族は、純粋に宗教的統一体(religious entities) ではない。そしてそれ故に、政府行為が、部族宗教を「樹立する」可能性は 少ないと言えるのである。例えば、合衆国ワイオミング地区地方裁判所は、 Babbitt 事件判決で、所与の政府行為がレモン・テストにいう過度のかかわ り合いを構成するか否かを決定する場合、合衆国最高裁判所は、「利益を受 ける団体の特質と目的、州が提供する援助の性格、そしてその結果生ずる 政府と宗教団体との間に生ずる関係」を精査しなければならないとしている (Lemon 事件判決(403 U.S. at 615.))。かかる分析を行う場合、合衆国最高 裁判所は、レモン・テストにいう「かかわり合いは、質と程度の問題である (*Lynch* 事件判決(465 U.S. at 668.))」としている点に留意する必要がある。 インディアン部族は、単なる宗教的組織ではなく、共通の伝統と文化を象徴 しているのであって、その結果、政府行為が、過度にインディアンの宗教活 動を促進する危険性は少ないのであると判示している。

従って、聖地に関連する宗教的活動と文化的又は歴史的意味をもつ活動と

の両者の間に明確な線引きをすることは、事実上不可能であって、少なくとも、レモン・テストを具体的事例に適用した場合、インディアンの宗教にとって有利な政府行為が、国教禁止条項に抵触する可能性は減少するであろう。

#### (2) 聖地の文化的、歴史的重要性

第二に、インディアンの聖地の重要性は、宗教上の理由に限定されないということである。つまり、インディアン社会が、アメリカ史の中で翻弄されてきた特殊的状況とインディアン社会で宗教が果たした中心的役割の故に、ほとんど全てのインディアンの宗教的実践を執り行う場所乃至地域が、文化的並びに歴史的重要性をも有しているのである。

ホピ、ズニ、ナヴァホの各部族が、宗教的、文化的、歴史的に重要であるとしてきたアリゾナ州中東部に位置するウードラフビュートから採掘される鉱石を、同州の高速道路建設に使用することを制限した州運輸局の政策が、国教禁止条項に違反するとして争われた Cholla Ready Mix Inc. v. Civish 19で2004年に、合衆国第9巡回区控訴裁判所は、北アメリカの歴史におけるインディアン社会の特殊な地位の故に、インディアンの聖地及びその他の文化的に価値ある場所を保護することは、古代ギリシャの礼拝寺院であるギリシャのパルテノン神殿の保護と同様に、国家全体にとって歴史的に価値あることである。国教禁止条項は、政府に宗教的場所の歴史的価値を無視することまでをも要求するものではない。歴史的価値を有するインディアンの聖地は、ワシントン D. C. にある国立大聖堂、1763年に除幕式が挙行されたアメリカ国内の最古のユダヤ教会堂であるツーロ・シナゴーグ並びにバーミンガムの第16番街バプティスト教会を含む公民権運動の中枢の役割を演じた数々の教会を含めて、史蹟国家登録表によって保護される数多くのユダヤ教とキリスト教の宗教的場所と同様な保護を与えられ得ると判示している。

従って、政府機関が、国教禁止条項に抵触することなくインディアンの聖地を保護しようとする場合、当該機関が、文化的或いは歴史的理由に基づいて当該遺跡が保護に値すると思料すれば、その保護を宣言することで足ることになり得ると考えられ得る。

#### (3) 連邦政府の信託責任

第三に、合衆国議会は、インディアン及び彼らの宗教的場所を保護しようと試み、積極的に立法を行ってきたが、インディアンに対する信託責任 (trust responsibility) を履行することは、政府に義務として負わされている。信託責任は、インディアンの宗教を樹立するものであると主張される政府行為の合憲性を審査・決定する場合に、1つの要因として働く。

Alston 事件判決の中で、過度のかかわり合い分肢を審理した合衆国ユタ地区地方裁判所は、「国立公園局は、レインボー・ブリッジの社会的、文化的及び宗教的重要性に関しインディアン部族と協議を行ったが、インディアンに対する信託義務を履行するために協議を行うことは、公園局の義務として負わされている。例えば、1978年、合衆国議会は、『個々のアメリカ・インディアンのために、アメリカ・インディアン、エスキモー、アレウト族及びハワイ先住民の伝統的宗教を、自由に信仰し、表現し及び実践する固有の権利を保護し、存続させることは、合衆国の政策(policy)である。但し、遺跡を利用する権利、神聖なる物の使用及び所有並びに儀式的及び伝統的慣習に基づく礼拝を含むものとし、またこれに制限されるものではない』と規定する『アメリカ・インディアン信教自由法(the American Indian Religious Freedom Act, AIRFA)』「Pub.L. No. 95-341, 92 Stat. 469.」を制定した。公園局とインディアン部族との間に結果として生じた相互関係は、レモン・テストのいう過度のかかわり合い分肢を、侵害するタイプのそれではない」と判示している。

かかる観点に立って、インディアンの聖地をめぐる問題の解決の方途を探した場合、合衆国憲法修正第1条にいう宗教の自由な活動条項と国教樹立禁止条項の衝突を克服する可能性を見出すことが、できるのではなかろうか。すなわち、インディアン部族が、聖地と見做している公有地に対する連邦政府による積極的な便宜供与を、一定の厳格な条件の下に限定することによって、彼ら部族の公有地への立入り及び公有地での宗教的実践を保障乃至保護し得ることが可能となるのである。

## 5. まとめ

ここに、合衆国議会による立法例を見出すことができる。2000年10月24 日に第106議会において制定された「2000年サンタ・ローザ及びサン・ハ シント山国定記念物を設立するための法律」(the Santa Rosa and San Jacinto Mountains National Monument Act of 2000)<sup>20</sup> が、それである。合衆国議会 の認定によれば、南カリフォルニアのサンタ・ローザ及びサン・ハシント 山は、国家的に重要な生物学的、文化的、娯楽的、地理的、教育的及び自然 科学的価値を有し、コーチェラ渓谷(Coachella Valley)の背景を構成する 野生地域であり、特にカフイラ・インディアンのアグア・カリエンテ・バン ド (Agua Caliente Band of Cahuilla Indian) (以下、バンドという) にとっ て村落、踏み分け道、岩面陰刻及び彼らの先祖の居住跡を含む重要な文化的 価値を有している(第2条)。国定記念物の管理は、土地管理局(Bureau of Land Management, BLM) と森林局が共同してその任にあたり (第2条第 a 項第7号)、内務長官及び農務長官が、国定記念物の資源保護のために国定 記念物の管理を行う(第3条第a項)。国定記念物は、高度に都市化された 地域に位置しているが、国定記念物の設立によって国定記念物内のインディ アン保留地の財産上の権利、個人が保有する信託土地、インディアンへの割 当地、カリフォルニア州及び同州の政治部門によって保有される土地並びに 個人の財産上の利益は影響を受けるものではないとされている(第3条第c 項)。本法成立後3年以内に、管理計画が、内務長官及び農務長官によって 完成され、一般に公開される前に合衆国議会に付託されるものとされるが (第4条第a項)、管理計画の策定に当たって内務長官及び農務長官は、当 該計画の準備段階のみならず履行段階でも、バンドの代表者たちと協議する 特別の努力を行わなければならない (第4条第b項第2号)。また、管理計 画の準備及び履行には、内務長官及び農務長官は、諮問委員会を立ち上げな ければならず、委員会の構成員には近隣の郡及び市の代表、開発業者、科学 者等に加え、バンドの代表が入るものとされている(第7条)。更に、同法は、 バンドは土地の共同管理の目的で土地管理局と共同管理合意(cooperative management agreement) を結ぶことができ、国定記念物の目的達成のため

に必要とされる場合は、土地の交換を行うことができるとし、当該土地交換 は、国定記念物の境界の内外の連邦所有土地とバンドが国定記念物の内外に 所有する財産を含むとしている(第6条第e項)。

他の例として、1987年12月31日に合衆国議会第100議会において制定された「エル・マルパイス国定記念物(El Malpais National Monument)及びエル・マルパイス国定保護区(El Malpais National Conservation Area)設立法」<sup>21</sup>を、挙げることができる。本法の制定によって、合衆国議会は、ニュー・メキシコ州に位置する114,000エーカー(178平方マイル)を超えるエル・マルパイスの重要な自然に囲まれた文化的地形を国定記念物として国立公園局の管理下に置き、国定記念物を取り巻く連邦によって所有される約263,000エーカーを国有の保護区として土地管理局の管理下に置いている。国定保護区の60,000エーカーの土地はセボラ野生保護区(Cebolla Wilderness)に、38,210エーカーの土地は西部マルパイス野生保護区(West Malpais Wilderness)に、17,468エーカーの土地は「1964年野生地域保護法」に従って、チェン・オブ・クラターズ研究領域地区(Chain of Craters Wilderness Study Area)に指定し、その余の国定保護区の土地を国立野生保護制度に組み入れている。

本法は、内務長官は、合衆国とニュー・メキシコ州の法律及び規則に従って、保護区内での狩猟及びトラッピング(trapping)を許可し、公共の安全、管理又は公共の用のため、狩猟及びトラッピングの解禁期日を指定することができると規定し、販売若しくはその他の商業目的による緑林及び枯れ枝の収集を、禁止している(第302条第b項、同条第c項(合衆国法律集第16編第460uu-22条第b項、同条第c項))。原則として記念物又は保護区内の土地及び利益は、連邦の所有権を移転できず、インディアン部族又は団体のため信託に付されるものとされ、記念物又は保護区内の連邦の全ての土地及び以後合衆国によって取得される全ての土地並びに利益は、公有地法に基づいて、あらゆる形式の立入権(entry)、専有(appropriation)及び担保設定(disposal)を取消され、鉱物権法に基づいて、立入権、位置確定採鉱権(location)及び特許権(patent)を取消され、鉱業権リース法(mineral leasing law)及び地熱権リース法(geothermal leasing law)の適用除外

とされる(第506条第d項(同第16編第460uu-46条第d項))。放牧は、 1998年1月1日以降禁止されるとしている(第104条第 b 項(同第16編第 460uu-3 条第 b 項))。

合衆国議会による聖地保護に関するサン・ハシント山国定記念物及びエル・ マルパイス記念物についての立法的試みは、インディアン・ネーションが、 文化的主権(cultural sovereignty)の行使に際して、公有地に位置する彼ら の伝統的に価値を有する地域を管理する連邦の政府機関と深くかかわること ができるとするものであって、今後の大きな先例となるものであると考えら れる。

註

<sup>&</sup>lt;sup>1.</sup> S. REP. NO. 411, 103d Cong., 2d Sess. 5 (1994).

<sup>&</sup>lt;sup>2.</sup> 485 U.S. 439 (1988).

<sup>3. 494</sup> U.S. 872 (1990).

<sup>4.</sup> Pub.L. No. 100-588, § 1(d), 102 Stat. 2983, 2983 (1988) (amending 16 U.S.C. § \$470aa-470mm (1988)).

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup>. Pub.L. No. 102-575, Title XL, 106 Stat. 4600, 4753-65 (amending 16 U.S.C. § § 470-470x-6 (1988)).

<sup>&</sup>lt;sup>6.</sup> Pub.L. No. 103-141, 107 Stat. 1488 (codified in scattered sections of 5 and 42 U.S.C. § § 2000bb-2000bb-4(1993)).

<sup>7.</sup> Act of Oct. 6, 1994, Pub.L. No. 103-344, 108 Stat. 3125 (codified at 42 U.S.C. § 1996a).

<sup>8.</sup> Exec. Order No. 13,007, 61 F. Reg. 26,771 (May 24, 1996).

<sup>&</sup>lt;sup>9.</sup> Pub.L. No. 94-422, Title II, § 201(3), 90 Stat. 1320.

<sup>&</sup>lt;sup>10.</sup> Pub.L. No. 96-515, Title II, § 201(a), 94 Stat. 2988.

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup>. Pub.L. No. 96-515, Title III. § 301(g), 94 Stat. 2999.

<sup>&</sup>lt;sup>12.</sup> Pub.L. No. 102-575, Title XL, § 4002, 106 Stat. 4753.

<sup>&</sup>lt;sup>13.</sup> Pub.L. No. 94-588, § 11, 90 Stat. 2958.

- <sup>14.</sup> Pub.L. No. 100-588, § 1(d), 102 Stat. 2983.
- <sup>15.</sup> 403 U.S. 602 (1971).
- <sup>16.</sup> 492 U.S. 573 (1989).
- <sup>17.</sup> 2 F. Supp. 2d 1448 (D. Wyo. 1998).
- <sup>18.</sup> 209 F. Supp. 2d 1207 (D. Utah 2002).
- 19. 382 F.3d 969 (9th Cir. 2004).
- <sup>20.</sup> Act of Oct. 24, 2000, Pub.L. No. 106-351, 114 Stat. 1362 (codified at 16 U.S.C. § 431 note).
- <sup>21.</sup> Act of Dec. 31, 1987, Pub.L. No. 100-225, 101 Stat. 1539 (codified as amended 16 U.S.C. § 460uu et seq.).

## 参考文献

- Boyles, Kristen L. "Saving Sacred Sites: The 1989 Proposed Amendment to the American Indian Religious Freedom Act." *Cornell Law Review* 76 (1991): pp. 1117-1149.
- Carpenter, Kristen A. "A Property Rights Approach to Sacred Sites Cases: Asserting a Place for Indians as Nonowners." *UCLA Law Review* 52 (2005): pp. 1061-1148.
- Conkle, Daniel O. Constitutional Law: The Religion Clauses. Foundation Press, 2003.
- Griffin, Rayanne J. "Sacred Site Protection against a Backdrop of Religious Intolerance." *Tulsa Law Journal* 31 (1995): pp. 395-419.
- Hooker, Ann M. "American Indian Sacred Sites on Federal Public Lands: Resolving Conflicts Between Religious Use and Multiple Use at El Malpais National Monument." *American Indian Law Review* 19 (1994) pp. 133-158.
- Lieder, Michael D. "Religious Pluralism and Education in Historical Perspective: A Critique of the Supreme Court's Establishment Clause Jurisprudence." Wake Forest Law Review 22 (1987): pp. 813-889.
- Pendley, William Perry. "The Establishment Clause and the Closure of "Sacred" Public and Private Lands." *Denver University Law Review* 83 (2006): pp. 1023-1038.
- Tsosie, Rebecca. "The Conflict Between the "Public Trust" and the "Indian Trust" Doctrines: Federal Public Land Policy and Native Nations." *Tulsa Law Review* 39 (2003): pp. 271-311.
- Vogel, Howard J. "The Clash of Stories at Chimney Rock: A Narrative Approach to Cultural Conflict over Native American Sacred Sites on Public Land." *Santa Clara Law Review* 41 (2001): pp. 757-806.
- Winslow, Anastasia P. "Sacred Standards: Honoring the Establishment Clause in Protecting Native American Sacred Sites." *Arizona Law Review* 38 (1996); pp. 1291-1343.

## 98 立教アメリカン・スタディーズ

Yablon, Marcia. "Property Rights and Sacred Sites: Federal Regulatory Responses to American Indian Religious Claims on Public Land." Yale Law Journal 113 (2004): pp. 1623-1662.